⑵　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成８年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事とは、下記の㋐～㋒の要件を満たす、地下に構築する鉄筋コンクリート構造物の開削トンネル工事（道路トンネル・共同溝）または、現場打ちボックスカルバート工事（道路）とする。

㋐　土留め工法による施工であること。

㋑　構造物内幅が８ｍ以上であること。

㋒　施工延長が200ｍ以上であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　総合評価方式に係る施工計画　「函渠（トンネル本体）コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「トンネル施工時の周辺地域及び、第３者に配慮すべき事項に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、地下に構築する、土留め工法による鉄筋コンクリート構造物の開削トンネル工事（道路トンネル・共同溝）または、土留め工法による現場打ちボックスカルバート工事（道路）の施工経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

協業組合及び企業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある物の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　函渠（トンネル本体）コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画　本体構造物のコンクリートの品質耐久性の向上を図るために、函渠（トンネル本体）コンクリートの緻密性等を向上させる手段に着目して評価する。

②　トンネル施工時の周辺地域及び、第３者に配慮すべき事項に関する施工計画
本工事区間は、山陰海岸国立公園内であるとともに、鳥取砂丘の近隣であり、砂地盤で形成されている。周辺には、らっきょう畑が近接していること、工事施工箇所を横断する市道が３箇所あることから、農作業、農作物等に配慮が必要となる。また、当該地域は観光地であり、観光客の通行等への配慮も必要であることから、トンネル施工時の周辺地域及び、第３者に配慮すべき事項を求め評価する。

⑵　入札参加者は「価格」、「函渠（トンネル本体）コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「トンネル施工時の周辺地域及び、第３者に配慮すべき事項に関する施工計画」をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

②　「函渠（トンネル本体）コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」が入札説明書に記載された要求要件を満たしていること。

③　「トンネル施工時の周辺地域及び、第３者に配慮すべき事項に関する施工計画」が入札説明書に記載された要求要件を満たしていること。

⑶　技術提案による入札参加者の場合は、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者には標準点100点を与え、さらに入札説明書に示す得点配分により施工体制評価点及び加算点を下記のとおり与える。
（最大得点80.0点）

標準案による入札参加者の場合は、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者には標準点100点を与え、さらに入札説明書に示す得点配分により施工体制評価点を与える。

１）施工体制評価点

①　品質確保の実効性（15点／５点／０点）

②　施工体制確保の確実性（15点／５点／０点）

２）加算点

①　技術提案（具体的な施工計画）

・函渠（トンネル本体）コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画（30点～０点）

・トンネル施工時の周辺地域及び、第３者に配慮すべき事項に関する施工計画（20点～０点）

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。